

## 令和2年給与改定の概要

### 1 本年の人事院及び福島県人事委員会勧告

#### 10/7 人事院勧告（期末勤勉手当分）

期末手当を0.05月分引下げ（一般職：年間4.50月→4.45月）

#### 10/26 福島県人事委員会勧告（期末勤勉手当分）

期末手当を0.05月分引下げ（一般職：年間4.45月→4.40月）

#### ・10/28 人事院報告（月例給分）

・月例給は据え置き

#### ・11/9 福島県人事委員会報告（月例給分）

・月例給は据え置き

・コロナ禍の影響により、勧告の時期が例年より1～2か月遅れ、それぞれ2回に分けて実施。  
・期末勤勉手当の引き下げは、平成22年以来10年ぶり。

### 2 本市における給与改定

適用時期：令和2年12月期（会計年度任用職員は令和3年6月期）

地方公務員法に定める「情勢適応の原則」及び「均衡の原則」にのっとり、地域における民間の給与水準を反映した福島県人事委員会勧告の内容に準拠した改定を行う。

職員の区分	手当	6月期支給月数		12月期支給月数		年間支給月数	
		R2	R3～	R2	R3～	R2	R3～
一般職員	期末	1.275	1.275→1.250	1.275→1.225	1.225→1.250	4.45→4.40	4.40
	勤勉	0.950	0.950	0.950	0.950		
特定幹部職員 （部次長級以上）	期末	1.075	1.075→1.050	1.075→1.025	1.025→1.050	4.45→4.40	4.40
	勤勉	1.150	1.150	1.150	1.150		
再任用職員	期末	0.700	0.700→0.675	0.700→0.650	0.650→0.675	2.35→2.30	2.30
	勤勉	0.475	0.475	0.475	0.475		
特定任期付職員	期末	1.675	1.675→1.650	1.675→1.625	1.625→1.650	3.35→3.30	3.30
会計年度任用職員	期末	1.275	1.275→1.250	1.275	1.275→1.250	2.55	2.55→2.50
議員・市長等	期末	1.675	1.675→1.650	1.675→1.625	1.625→1.650	3.35→3.30	3.30

### 3 改定に伴う影響額（概算）

一般会計：△4,070万円

特別会計：△700万円（上下水道含む。）

### 4 提出議案

- 関連補正予算案（給与改定に併せ、通常の人件費の整理補正（異動、予定外退職、育児休業取得等に係る整理）も行う。）
- 郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 郡山市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(参考) 令和2年給与改定 市長等特別職・議員影響額

□市長等・議員 ※制度(本則)上の給与改定影響額 (単位:円)

	改定前				改定後				年間給与増減額
	報酬月額	期末手当 年 額	年間支給 月数	年間総額	報酬月額	期末手当 年 額	年間支給 月数	年間総額	
市 長	1,057,000	4,249,140	3.35	16,933,140	1,057,000	4,185,720	3.30	16,869,720	△ 63,420
副 市 長	888,000	3,569,760	3.35	14,225,760	888,000	3,516,480	3.30	14,172,480	△ 53,280
教 育 長	760,000	3,055,200	3.35	12,175,200	760,000	3,009,600	3.30	12,129,600	△ 45,600
上下水道事業管理者	760,000	3,055,200	3.35	12,175,200	760,000	3,009,600	3.30	12,129,600	△ 45,600
常勤の監査委員	665,000	2,673,300	3.35	10,653,300	665,000	2,633,400	3.30	10,613,400	△ 39,900
議 長	685,000	2,753,700	3.35	10,973,700	685,000	2,712,600	3.30	10,932,600	△ 41,100
副 議 長	638,000	2,564,760	3.35	10,220,760	638,000	2,526,480	3.30	10,182,480	△ 38,280
議 員	600,000	2,412,000	3.35	9,612,000	600,000	2,376,000	3.30	9,576,000	△ 36,000

※期末手当 = (月額 + (役職加算: 月額 × 0.2)) × 支給率(支給月数)

《参考》 令和2年度における期末手当の実際の支給額

(単位:円)

	令和2年6月期実支給額(臨時特例による減額を実施)					令和2年12月期実支給額(給与改定による減)				年間削減額の合計
	支給月数	本来額	減額率	減額後	削減額	支給月数(△0.05月分)	改定前	改定後	削減額	
市 長	1.675月	2,124,570	50%	1,062,285	△ 1,062,285	1.675月→1.625月	2,124,570	2,061,150	△ 63,420	△ 1,125,705
副 市 長	1.675月	1,784,880	30%	1,249,416	△ 535,464	1.675月→1.625月	1,784,880	1,731,600	△ 53,280	△ 588,744
教 育 長	1.675月	1,527,600	20%	1,222,080	△ 305,520	1.675月→1.625月	1,527,600	1,482,000	△ 45,600	△ 351,120
上下水道事業管理者	1.675月	1,527,600	20%	1,222,080	△ 305,520	1.675月→1.625月	1,527,600	1,482,000	△ 45,600	△ 351,120
常勤の監査委員	1.675月	1,336,650	20%	1,069,320	△ 267,330	1.675月→1.625月	1,336,650	1,296,750	△ 39,900	△ 307,230
議 長	1.675月	1,376,850	20%	1,101,480	△ 275,370	1.675月→1.625月	1,376,850	1,335,750	△ 41,100	△ 316,470
副 議 長	1.675月	1,282,380	20%	1,025,904	△ 256,476	1.675月→1.625月	1,282,380	1,244,100	△ 38,280	△ 294,756
議 員	1.675月	1,206,000	20%	964,800	△ 241,200	1.675月→1.625月	1,206,000	1,170,000	△ 36,000	△ 277,200